

くらしのめ

静岡県では、一人ひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

もくじ

高額なコースを契約してしまう
「脱毛エステ」のトラブルに注意!

情報商材や暗号資産等の
「もうけ話」のトラブルに注意!

簡単に稼げるなどとうたう
「副業」のトラブルに注意!

18歳になると、未成年者取消権による契約の取消ができません!

未成年者 ~17歳

契約には親の同意が必要

親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた未成年者取消権により契約を取り消すことができる。

成年者 18歳~

親の同意なしに、
自分で契約できる

未成年者取消権によって契約を取り消すことができない。



- これから18歳になる人、18歳になったばかりの人は動画で理解を深めるべき! 分かりやすく、ためになること間違いなし!
- 「私は大丈夫!」と思っている人こそ要注意。



1 高額なコースを契約してしまう 「脱毛エステ」のトラブルに注意!



ここに **被害に遭わないための**
注意! **ポイントチェック** ✓

- 低価格の広告をうのみにしないでください!**
低価格の広告を見て店舗に出向いたところ、高額なコースに勧誘されたというケースが目立ちます。
- 強引に勧誘されても慎重に検討しましょう!**
分割払いの場合は、手数料を含めた金額や支払期間を必ず確認しましょう。



後のことを考えず、「その場の流れ」で契約するのは大変危険!



2 情報商材や暗号資産等の 「もうけ話」のトラブルに注意!



ここに **被害に遭わないための**
注意! **ポイントチェック** ✓

- 借金をしてまで契約しないでください!**
「お金がない」と言うと、借金を勧められる場合があります。「契約しない」ときっぱり断りましょう。
- 友人を誘ってはいけません!**
「誰かを紹介すれば一人あたり数万円もらえる」と案内され誘ってしまうと、自身も加害者になってしまいます。



友人が被害に遭っていたり、気付かぬうちに自分が加害者になっていることも...



3

簡単に稼げるなどうたう「副業」のトラブルに注意!



ここに注意! 被害に遭わないためのポイントチェック

「簡単に稼げる」「もうかる」うまい話はありません!

簡単に高額収入を得られる副業はありません。決断を急かされても、不審な点があれば安易に信じてはいけません。

「手数料」「登録料」に注意!

怪しい副業では、「報酬を得るために必要」と言われ、登録料や利用料等としてお金を支払わされる特徴があります。



友達と旅行に行きたいなどお金が必要な理由があったとしても甘い言葉に飛びついてはいけません!



成年

になると何が変わる? 18歳でできること、できないこと

18歳

できること
になると

- 携帯電話などの契約
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる
- 一人暮らしの部屋を借りる
- 10年有効のパスポートをつくる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取るなど

20歳

できないこと
にならないと

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 競馬、競輪などの投票券(馬券など)を買うなど

若者の消費者トラブル未然防止に向けた啓発動画を制作しました!



県では、県内の大学生・専門学校生16名を「消費者トラブル防止学生クリエイター」に任命し、参加学生と協働で、啓発動画の制作や情報発信等を行いました。動画では、女子学生2人のキャラクターの掛け合いにより、消費者被害に遭わないための注意点を楽しく学ぶことができます。消費者トラブルに巻き込まれない「かっこいい消費者」になるために、是非御覧ください!



メイキング動画はこちらから! <<<

県の消費生活相談窓口

平日 9:00 ~ 16:00

(土日祝日および年末年始は受け付けておりません。)

東部県民生活センター TEL.055-952-2299
中部県民生活センター TEL.054-202-6006
西部県民生活センター TEL.053-452-2299

消費者ホットラインから、お近くの市町の消費生活相談窓口へおつながります!

だまされるの

消費者ホットライン

188

(局番なし)

※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。
※通話料がかかります。(通話料定額プランの対象外となります。)
・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。
この場合、ガイダンスなどにより受付時間や連絡先をご案内します。
・IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

